



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
7月14日(金)  
第421号

## 目次

### 告 示

|                      |     |
|----------------------|-----|
| ○栃木県一般会計補正予算         | 583 |
| ○補助金等の名称等を定める告示の一部改正 | 585 |
| ○予定保安林               | 586 |

### 公 告

|                    |     |
|--------------------|-----|
| ○公の施設に係る指定管理者の募集   | 587 |
| ○開発行為の工事完了         | 590 |
| ○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更 | 591 |
| ○栃木県収入証紙売りさばきの廃止   | 591 |

## 告 示

### 栃木県告示第279号

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第2号)については、令和5(2023)年7月5日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和5(2023)年7月14日

栃木県知事 福田 富一

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、平成29(2017)年3月27日に那須郡那須町大字湯本地内において発生した雪崩事故に係る損害賠償請求事件の判決を受け、損害賠償に要する経費について、緊急的に対応することとして編成したものである。

補正予算の総額は、3億8,000万円の増額となり、既定予算が9,889億7,131万円であったので、補正後の予算総額は、9,893億5,131万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

#### 1 歳入

(単位 千円)

| 款             | 既定予算額<br>(A) | 補正額<br>(B) | 補正後<br>(A+B) |
|---------------|--------------|------------|--------------|
| 1 県 税         | 264,000,000  |            | 264,000,000  |
| 2 地方消費税清算金    | 105,728,000  |            | 105,728,000  |
| 3 地方譲与税       | 39,497,000   |            | 39,497,000   |
| 4 地方特例交付金     | 1,400,000    |            | 1,400,000    |
| 5 地方交付税       | 144,500,000  |            | 144,500,000  |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 600,000      |            | 600,000      |
| 7 分担金及び負担金    | 3,998,301    |            | 3,998,301    |
| 8 使用料及び手数料    | 10,161,053   |            | 10,161,053   |
| 9 国庫支出金       | 133,873,091  |            | 133,873,091  |
| 10 財産収入       | 1,449,447    |            | 1,449,447    |

|    |   |   |   |             |         |             |
|----|---|---|---|-------------|---------|-------------|
| 11 | 寄 | 附 | 金 | 74,455      |         | 74,455      |
| 12 | 繰 | 入 | 金 | 25,210,492  |         | 25,210,492  |
| 13 | 繰 | 越 | 金 | 1,640,785   | 380,000 | 2,020,785   |
| 14 | 諸 | 収 | 入 | 186,159,686 |         | 186,159,686 |
| 15 | 県 |   | 債 | 70,679,000  |         | 70,679,000  |
|    | 合 |   | 計 | 988,971,310 | 380,000 | 989,351,310 |

## 2 歳出 (単位 千円)

| 款        | 既定予算額<br>(A) | 補正額<br>(B) | 補正後<br>(A+B) |
|----------|--------------|------------|--------------|
| 1 議会費    | 1,493,712    |            | 1,493,712    |
| 2 総務費    | 42,112,448   |            | 42,112,448   |
| 3 民生費    | 114,992,125  |            | 114,992,125  |
| 4 衛生費    | 97,995,343   |            | 97,995,343   |
| 5 労働費    | 1,921,498    |            | 1,921,498    |
| 6 農林水産業費 | 39,941,206   |            | 39,941,206   |
| 7 商工費    | 174,655,455  |            | 174,655,455  |
| 8 土木費    | 84,320,084   |            | 84,320,084   |
| 9 警察費    | 44,504,950   |            | 44,504,950   |
| 10 教育費   | 179,623,393  | 380,000    | 180,003,393  |
| 11 災害復旧費 | 2,554,064    |            | 2,554,064    |
| 12 公債費   | 96,855,882   |            | 96,855,882   |
| 13 諸支出金  | 107,501,150  |            | 107,501,150  |
| 14 予備費   | 500,000      |            | 500,000      |
| 合 計      | 988,971,310  | 380,000    | 989,351,310  |

## 3 歳出(性質別) (単位 千円)

| 区 分     | 既定予算額<br>(A) | 補正額<br>(B) | 補正後<br>(A+B) |
|---------|--------------|------------|--------------|
| 1 職員費   | 195,850,519  |            | 195,850,519  |
| 2 公共事業費 | 62,534,702   |            | 62,534,702   |
| 3 建設事業費 | 63,726,125   |            | 63,726,125   |
| 4 公債償還費 | 96,855,882   |            | 96,855,882   |
| 5 主要義務費 | 133,725,559  |            | 133,725,559  |
| 6 税交付金等 | 107,501,150  |            | 107,501,150  |
| 7 一般行政費 | 131,746,995  | 380,000    | 132,126,995  |
| 8 受託事務費 | 1,259,999    |            | 1,259,999    |
| 9 県単補助金 | 20,319,457   |            | 20,319,457   |

|    |         |             |         |             |
|----|---------|-------------|---------|-------------|
| 10 | 県単貸付金   | 167,365,826 |         | 167,365,826 |
| 11 | 災害復旧費   | 2,478,431   |         | 2,478,431   |
| 12 | 直轄事業負担金 | 5,606,665   |         | 5,606,665   |
|    | 合計      | 988,971,310 | 380,000 | 989,351,310 |

部局別主要事業 (単位 千円)

| 事業名                           | 予算額     | 説 明  |
|-------------------------------|---------|--|
| 〔教育委員会事務局〕<br>那須雪崩事故<br>損害賠償費 | 380,000 | 平成29年3月27日に那須郡那須町大字湯本地内において発生した雪崩事故に係る損害賠償に要する経費 |

(財政課)

栃木県告示第280号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和5(2023)年度分の補助金等から適用する。

令和5(2023)年7月14日

栃木県知事 福田 富一

経営管理部の部の次に次のように加える。

|                   |             |                              |  |   |   |                                      |
|-------------------|-------------|------------------------------|--|---|---|--------------------------------------|
| 生活文化<br>スポーツ<br>部 | スポーツ<br>振興課 | 栃木県ス<br>ポーツ合<br>宿開催費<br>補助金  | 県内でスポーツ合<br>宿を開催するス<br>ポーツ団体を支援<br>することにより、<br>スポーツと組み合<br>わせた観光・地域<br>づくり等の推進に<br>よるスポーツツー<br>リズムの普及や県<br>内外の交流人口の<br>拡大を通じた地域<br>活性化を図る。 | 栃木県スポーツ合宿開<br>催費補助金交付要綱<br>（令和5年7月11日制<br>定）の趣旨に合致する<br>スポーツ合宿の期間中<br>において参加者が県内<br>宿泊施設の宿泊に要す<br>る経費                                 | スポーツ合宿<br>の延べ合宿者<br>数に1,000円<br>を乗じて得た<br>額と、宿泊施<br>設等への実支<br>払額（補助対<br>象経費に限<br>る。）を比較<br>して、いずれ<br>か少ない方の<br>額かつ50万円<br>を上限とす<br>る。 | 県内でス<br>ポーツ合宿<br>を開催する<br>スポーツ団<br>体 |
|                   |             | 栃木県ス<br>ポーツ大<br>会等開催<br>費補助金 | 県内でスポーツ大<br>会等を開催する団<br>体を支援すること<br>により、スポーツ<br>と組み合わせた観<br>光・地域づくり等<br>の推進によるス<br>ポーツツーリズム<br>の普及や県内外<br>の交流人口の拡大<br>を通じた地域活<br>性化を図る。    | 栃木県スポーツ大会等<br>開催費補助金交付要綱<br>（令和5年7月11日制<br>定。以下この項におい<br>て「要綱」という。）<br>の趣旨に合致するス<br>ポーツ大会等を実施<br>するために、直接必要<br>となる経費で、要綱別<br>表1に掲げる経費 | 当該経費総額<br>の2分の1を<br>乗じて得た額<br>の範囲内で、<br>要綱別表3に<br>定める補助区<br>分のうちいづ<br>れかの基準人<br>数に応じた額<br>を交付限度額<br>とする。                              | 県内でス<br>ポーツ大会<br>等を開催す<br>る団体        |

(スポーツ振興課)

栃木県告示第281号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5（2023）年7月14日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市今里町字瀬場間1029-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇瀬場間1029-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市仙波町字愛宕沢749、754から756まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇愛宕沢749・754から756まで（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

那須塩原市百村字屋敷内2658-1、2658-2、2663

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字屋敷内2658-1・2663(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備えて縦覧に供する。)

#### IV

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市新里町乙字茗荷沢入1058、1077-1、1077-2、1078

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備えて縦覧に供する。)

#### V

1 保安林予定森林の所在場所

日光市倉ヶ崎字沢小屋1066-1、1069

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢小屋1066-1・1069(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備えて縦覧に供する。)

(森林整備課)

## 公 告

### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5(2023)年7月14日

栃木県知事 福田 富一

I

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称  
栃木県グリーンスタジアム
- (2) 所在地  
栃木県宇都宮市清原工業団地32番
- (3) 設置の目的  
スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。
- (4) 規模等
  - ① 敷地面積  
93,820.00㎡
  - ② 施設の構造及び延床面積  
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上3階建 10,307.91㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

- (1) 管理の基準  
利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
- (2) 業務の範囲
  - ① グリーンスタジアムの施設の維持管理に関すること。
  - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
  - ③ グリーンスタジアムの運営に関すること。
  - ④ 上記①から③までに附帯する業務に関すること。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設等指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月14日(月)から同年9月14日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールによる提出)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階  
栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設担当  
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail: sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/shisetsu/sports/documents/koubogreen.html>)

II

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

- (1) 名称  
栃木県立日光霧降アイスアリーナ
- (2) 所在地  
栃木県日光市所野2854番地先

- (3) 設置の目的  
スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。
- (4) 規模等
  - ① 敷地面積  
14,346.00㎡
  - ② 施設の構造及び延床面積  
鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階建 6,073.29㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 日光霧降アイスアリーナの施設の維持管理に関すること。
    - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
    - ③ 日光霧降アイスアリーナの運営に関すること。
    - ④ 上記①から③までに附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県体育施設等指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
令和5(2023)年8月14日(月)から同年9月14日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールによる提出)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館7階  
栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設担当  
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail: sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/shisetsu/sports/documents/kouboice.html>)

### III

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県ライフル射撃場
  - (2) 所在地  
栃木県宇都宮市新里町乙1067番地
  - (3) 設置の目的  
ライフル射撃競技の幅広い利用を促進し、併せて地域の獣害対策における猟銃による捕獲技術力向上に寄与する。
  - (4) 規模等
    - ① 敷地面積  
118,337㎡
    - ② 施設の構造及び延床面積  
第一射場及び第二射場棟 鉄骨造地上1階建 1,994㎡

第三射場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造地上1階建 436㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休場日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① ライフル射撃場の施設の維持管理に関すること。
- ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
- ③ ライフル射撃場の運営に関すること。
- ④ 上記①から③までに附帯する業務に関すること。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県ライフル射撃場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年8月14日(月)から同年9月14日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールによる提出)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階  
栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設担当  
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail: sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/shisetsu/sports/documents/kouborifle.html>)

(スポーツ振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年7月14日

栃木県知事 福田 富一

| 開 発 区 域<br>(工区に含まれる地域の名称)   | 開 発 許 可 を 受 け た 者            |           |
|---|------------------------------|-----------|
|   | 住 所                          | 氏 名       |
| 河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2283番36、2283番40                                       | 宇都宮市西川田本町4丁目23番32号           | 野 地 裕 子   |
| 河内郡上三川町大字坂上字北原644番7   | 小山市大字喜沢1173番地2 ユーミーK グランデ302 | 川 島 峻     |
| 下都賀郡野木町大字丸林字雷電567番1、567番22<br>(開発行為に関する工事)<br>下都賀郡野木町大字丸林字雷電564番11の一部 | 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号          | 積水ハウス株式会社 |

|   |                                 |                |
|---|---------------------------------|----------------|
| 塩谷郡高根沢町大字花岡字海老川向2041番10の一部、2091番2の一部、2091番5、2091番8  | 塩谷郡高根沢町大字花岡2091番地5              | 小林 裕 重         |
| 塩谷郡高根沢町大字花岡字海老川向2008番1、2008番2、2090番2、2090番5、2091番10 | 宇都宮市鶴田町24番地3 Y-Dツル<br>タパナハイツ101 | 荒川 摩衣<br>荒川 知之 |

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年7月14日

栃木県知事 福田 富一

| 変更年月日               | 変更後の売りさばき場所                         | 変更前の売りさばき場所                         | 氏名又は名称      |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------|
| 令和5(2023)年<br>5月31日 | (廃止)                                | 鹿沼市幸町1-6-26<br>ファミリーマート鹿沼幸町店        | (有)日野仲商店    |
|                     |                                     | 宇都宮市北若松原2-11-21<br>ファミリーマート宇都宮北若松原店 | (株)ファミリーマート |
|                     |                                     | 宇都宮市東宿郷3-1-1<br>ファミリーマート宇都宮東宿郷三丁目店  |             |
| 令和5(2023)年<br>7月1日  | 小山市外城168-4<br>ファミリーマート小山総合公園前店      | (新規)                                |             |
|                     | 大田原市紫塚3-2658-1<br>ファミリーマート大田原紫塚三丁目店 |                                     |             |
|                     | 那須塩原市東三島2-77-5<br>ファミリーマート那須塩原東三島店  |                                     |             |

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年7月14日

栃木県知事 福田 富一

| 廃止年月日           | 氏名又は名称 | 売りさばき場所                          |
|-----------------|--------|----------------------------------|
| 令和5(2023)年5月31日 | 半田 和弘  | 宇都宮市駒生町2442-7<br>ファミリーマート宇都宮駒生店  |
|                 | 青木 厚子  | 那須塩原市一区町100-2<br>ファミリーマート那須塩原実取店 |

|                 |       |                                |
|-----------------|-------|--------------------------------|
| 令和5(2023)年6月15日 | 内藤 博美 | 小山市外城168-4<br>ファミリーマート小山総合公園前店 |
|                 |       | 小山市神鳥谷2-33-23<br>ファミリーマート小山神鳥店 |

(会計局会計管理課)